

# 最古の登窯を活かした 丹波焼の里の魅力づくり事業

をご支援ください

「ふるさとひょうご寄附金」は、個人住民税と所得税から一定の税控除を受けることができます。

## 〈寄附金の活用事業〉

### 子ども達をはじめとした様々な方が陶芸について学べる環境の整備

- ☆年間を通して子どもたちが陶芸について学べるよう登り窯の環境を整備する事業
- ☆登り窯の焼成事業への子どもたちの参加・見学
- ☆焼成時以外の時も、最古の登窯をシンボルとして丹波焼の里の魅力づくりに活用する事業
- ☆小学校等への陶芸体験の出前講座など、陶芸の体験を通じて新たな発見や感動体験につながる事業



## 復興した「最古の登窯」

日本六古窯のひとつ丹波焼。丹波焼の里のシンボルである「最古の登窯」は1895（明治28）年に築窯され、現在に至るまで130年間使い続けている登り窯です。（兵庫県の有形民俗文化財に指定）

長年の使用により傷みが激しく、平成26年から2年間をかけて、窯元と多くのボランティアとの協働で大修復を終え、新しく生まれ変わりました。

今でも1300°の炎で焼く醍醐味を体感できる場として活用されています。



ご寄附いただいた方には下記の特典をお送りします（寄附のお申し出方法は裏面を参照ください）。

- ① 兵庫ゆかりの産品
- ② 兵庫陶芸美術館の次回展覧会内覧会への招待
- ③ 四季折々の「丹波焼の里情報」を提供（丹波焼の里サポーターに登録）

※①は兵庫県外にお住まいの方で、寄附額に応じてお送りします。

- 〔注意事項〕
- 1 事業の指定は、地方自治法第96条第1項第9号に定める「負担付きの寄附」（寄附の条件等として県が法的義務を負い、その不履行の際には当該寄附の解除など寄附の効果に影響を与えるもの）としてではなく、「指定寄附」（寄附者が自らの寄附金について何らかの用途を希望し、県としてこれを尊重しつつ、各分野への配分を判断・活用させていただくもの）としてお受けします。
  - 2 寄附者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、寄附の申込みをお断りします。
    - ① 寄附者が暴力団又は暴力団員である場合
    - ② 寄附者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
    - ③ 寄附者が県内を選挙区とする公職にある者（候補者や候補者になろうとする者含む）である場合

【問い合わせ先】

兵庫陶芸美術館 企画・事業課 Tel079-597-3961

兵庫県県民生活部 文化スポーツ局 芸術文化課 Tel078-362-3146